

# 立木公売の公告

## ( 第 4 回 )

### 【資格付き一般競争入札】

#### 1. 入札及び開札の日時

平成28年12月19日(月) 10時30分受付開始  
11時00分締切・即時開札

#### 2. 入札及び開札の場所

山形森林管理署 入札所

#### 3. 現地案内

別紙「現地案内日程表」のとおり

#### 4. 公売物件

(1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙「公売物件一覧表(立木)」及び「公売物件明細書(立木)」のとおりです。

(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おきください。

(3) 引き渡し期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

#### 5. 郵便入札

(1) 郵便入札による場合は、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により、12月16日(金) 17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

(2) 送付先は次のとおり

郵便番号 991-0053

住 所 山形県寒河江市元町一丁目17番2号

宛 名 山形森林管理署長  
入札書在中（朱書きで記載）

（3）郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再入札には参加できません。

6. 契約の締結期限

平成28年12月26日（月）までとします。

7. 代金の納入期限

契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納

（1）延納期間は次のとおり

1件の契約金額が150万円以上の場合、6か月以内とします。

ただし、1件の契約数量が1千立方メートル以上の場合は10か月以内とします。

（2）延納担保の種類は次のとおり

ア) 国債

イ) 地方債

ウ) 金融債（農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫の発行する債券）

エ) 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会（以下、「金融機関」と総称する。）の支払保証に係る手形

オ) 金融機関に対する定期預金債権

（3）延納利息は、法令の定めにより0.88%となります。

（4）延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。

（ただし、第1号から第5号の分取対象者へ納付する分取代金は現納のみとし、延納は認めません。）

9. 特約条項及び特記事項

（1）全物件に該当するものは、別紙「暴力団排除に関する特約条項」及び「特記事項（共通）」のとおり。

(2) 個別物件に該当するものは、「公売物件明細書(立木)」のとおり。

#### 10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」及び「入札条件」等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

山形県寒河江市元町一丁目17番2号

山形森林管理署 業務グループ 経営担当

総務グループ 経理担当

問い合わせ先 TEL 050-3160-5850

平成28年12月2日

分任契約担当官

山形森林管理署長 西川 晃由

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>) をご覧ください。

公 売 物 件 一 覧 表 ( 立 木 )

山形森林管理署

物件番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林 齢	樹 種	本 数(本)	幹材積 (m3)					延納	搬出期間	
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	アカマツ (一般材)	その他N (低質材)	L			合計
1	高畑沢外4 国有林 1057 林班ろ 小班	分収造林	皆伐	1.58	76	スギ外	795	251.15	311.90			0.21	563.26	官収分のみ 認めます	36ヶ月
(2)	朝日岳外4 9 国有林 39 林班る 小班	分収育林	皆伐	7.50	60	スギ外	5,016	5,005.09	5.44		7.96	4.63	5,023.12	官収分のみ 認めます	36ヶ月
(3)	龍前外8 国有林 61 林班お 小班	分収育林	皆伐	2.53	61	スギ外	2,020	1,625.68			5.94	24.51	1,656.13	官収分のみ 認めます	36ヶ月
(4)	屋敷平外3 4 国有林 1072 林班は 小班	分収育林	皆伐	2.53	60	スギ外	1,035	1,068.36			2.29	15.29	1,085.94	官収分のみ 認めます	36ヶ月
(5)	屋敷平外3 4 国有林 1074 林班う 小班	分収育林	皆伐	3.91	62	スギ外	1,402	1,767.46			5.33	15.35	1,788.14	官収分のみ 認めます	36ヶ月
	合計			18.05			10,268	9,717.74	317.34		21.52	59.99	10,116.59		

※物件番号の( )書きは再出品物件





## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	2	特約条項及び特記事項	樹種径級別本数及び総材積、平均径級及び平均樹高 ※主要樹種の径級別本数及び材積は別紙参照														
物件所在地	山形県西村山郡 朝日町大字立木外5 字朝日岳外49国有林 39林班の小班	1 本物件は分収育林契約に基づく物件です。買受者は国に支払う代金については国の発行する納入告知書により納入してください。また、分収権者に支払う代金については、後日指示する各分収権者の振込金融口座に直接納付（経費は買受者が負担）してください。本物件の分収権者は42口34名です。	樹種	種類	一般材 低質材別	径 級 別 本 数							計		平均		
						10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
						以下	～20	～30	～40	～50	～60	以上					
調査方法	毎木調査 (精密)	2 本物件に隣接する林小班は保安林指定内であるため、搬出に際し、支障木の伐採及び土地の形質変更行為等が生じる場合は、法に基づく手続きが必要となります。	スギ	生立木	一般材		311	1,412	1,906	944	224	45	4,842	5,005.09	36	21	
伐採方法	皆伐		スギ(外)	生立木	低質材	20	115	2					137	7.96	14	7	
面積 (ha)	7.50		カラマツ	生立木	一般材			1	2		1			4	5.44	38	25
林齢 (年)	60	3 本物件の付近で希少猛禽類(クマタカ)の営巣地が確認されています。希少猛禽類の生態に考慮するため、伐採及び搬出等の作業時期は、9月以降に実施して下さい。	N 計			20	426	1,415	1,908	944	225	45	4,983	5,018.49			
搬出期間 (ヶ月)	36		ナラ	生立木	一般材					1				1	1.41	44	22
契約関係	分収育林		オニグルミ	生立木	一般材				1					1	0.43	34	11
法令制限、その他留意事項		4 本物件の搬出に際し、民有地を通行する必要があります。民有地内における支障木の伐採について、署で計画している搬出経路に関しては地権者の承諾をいただいておりますが、それ以外の搬出経路で民有地を通行する場合は、落札業者自ら交渉を行って下さい。 また、支障木の料金については地権者と協議することになります。	ホオノキ	生立木	一般材			1					1	0.24	24	12	
保安林	—		その他L(外)	生立木	低質材	5	25							30	2.55	14	10
自然公園	—		L 計			5	25	1	1	1				33	4.63		
砂防指定	—	5 本物件に通じる「一般県道白滝宮宿線」については、冬期間閉鎖となります。															
伐採及び搬出 作業時期	9月以降																
車両制限	4t																
				計			25	451	1,416	1,909	945	225	45	5,016	5,023.12		





## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	3	特約条項及び特記事項	樹種径級別本数及び総材積、平均径級 <span style="font-size: small;">※主要樹種の径級別本数及び材積は別紙参照</span>														
物件所在地	山形県西村山郡 大江町大字柳川 字龍前外8国有林 61林班お小班	<p>1 本物件は分収育林契約に基づく物件です。買受者は国に支払う代金については国の発行する納入告知書により納入してください。また、分収権者に支払う代金については、後日指示する各分収権者の振込金融口座に直接納付（経費は買受者が負担）してください。本物件の分収権者は20口19名です。</p> <p>2 本物件に隣接する林小班は保安林指定内であるため、搬出に際し、支障木の伐採及び土地の形質変更行為等が生じる場合は、法に基づく手続きが必要となります。</p>	樹種	種類	一般材 低質材別	径 級 別 本 数								計		平均	
						10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
						以下	～20	～30	～40	～50	～60	以上					
調査方法	毎木調査 (精密)		スギ	生立木	一般材		156	671	601	271	78	8	1,785	1,625.68	34	20	
伐採方法	皆伐		スギ(外)	生立木	低質材	10	53	9					72	5.94	16	8	
面積 (ha)	2.53		N 計				10	209	680	601	271	78	8	1,857	1,631.62		
林齢 (年)	61		ブナ	生立木	一般材		1	2	3				6	3.01	30	15	
搬出期間 (ヶ月)	36		クリ	生立木	一般材		2	1					3	0.74	22	15	
契約関係	分収育林		ナラ	生立木	一般材		22	6	1	2			31	5.78	20	11	
法令制限、その他留意事項			ナラ(外)	生立木	低質材		3						3	0.15	12	8	
保安林	—		サワグルミ	生立木	一般材		1		1				3	2.59	34	19	
自然公園	—		オニグルミ	生立木	一般材					1			1	1.11	42	19	
砂防指定	—		カンバ	生立木	一般材				1				1	0.83	36	19	
その他	鳥獣保護区		ホオノキ	生立木	一般材		3	3					6	1.36	20	13	
車両制限	4t		サクラ	生立木	一般材		6	4	2				12	2.84	24	10	
			カエデ	生立木	一般材		1						1	0.06	14	8	
			その他L	生立木	一般材		11	6	2	1			20	4.89	22	11	
			その他L(外)	生立木	低質材	75	1						76	1.15	6	6	
			L 計			75	51	22	10	5		163	24.51				
			計			85	260	702	611	276	78	8	2,020	1,656.13			



## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	4	特約条項及び特記事項	樹種径級別本数及び総材積、平均径級及び平均樹高 ※主要樹種の径級別本数及び材積は別紙参照													
物件所在地	山形県尾花沢市 大字鶴子外1 宇屋敷平外34国有林 1072林班は小班	1 本物件は分収育林契約に基づく物件です。買受者は国に支払う代金については国の発行する納入告知書により納入してください。また、分収権者に支払う代金については、後日指示する各分収権者の振込金融口座に直接納付（経費は買受者が負担）してください。本物件の分収権者は7口6名です。	樹種	種類	一般材 低質材別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm	12cm	22cm	32cm	42cm	52cm	62cm	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
						以下	～20	～30	～40	～50	～60	以上				
調査方法	毎木調査 (精密)	2 本物件に隣接する林小班は保安林指定内であるため、搬出に際し、支障木の伐採及び土地の形質変更行為等が生じる場合は、法に基づく手続きが必要となります。	スギ	生立木	一般材		55	173	299	276	104	16	923	1,068.36	40	20
伐採方法	皆伐		スギ(外)	生立木	低質材	5	25	3					33	2.29	14	8
面積 (ha)	2.53		N 計				5	80	176	299	276	104	16	956	1,070.65	
林齢 (年)	60	3 本物件に隣接する区域は県立自然公園第3種特別地域に指定されています。搬出に際し、支障木の伐採及び土地の形質変更行為等が生じる場合は、法に基づく手続きが必要となります。	ク	生立木	一般材					1		1	2	2.48	52	14
搬出期間 (ヶ月)	36		ナ	生立木	一般材			1	1				2	0.71	28	11
契約関係	分収育林		ホ	生立木	一般材			2	2				4	2.02	32	14
法令制限、その他留意事項		4 本物件の搬出に際し、民有地を通行する必要があります。民有地内における支障木の伐採について、署で計画している搬出経路に関しては地権者の承諾をいただいておりますが、それ以外の搬出経路で民有地を通行する場合は、落札業者自ら交渉を行ってください。 なお、水田を通行する際は枝条等を残置しないよう徹底し、道路等を損壊した場合は買受者自ら修繕を行ってください。	カ	生立木	一般材			1	1	1		3	2.30	36	17	
保安林	—		セ	生立木	一般材							1	1	2.70	66	20
自然公園	県立自然公園 第3種特別地域		そ	生立木	一般材			2					2	0.80	26	16
砂防指定	—	5 本物件の伐採及び搬出は積雪後の冬期間に実施して下さい。	そ	生立木	低質材	15	49	1					65	4.28	12	9
伐採及び搬出 作業時期	冬期間		L	計									79	15.29		
車両制限	10 t		計				20	129	183	303	278	104	18	1,035	1,085.94	



## 公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	5	特約条項及び特記事項	樹種径級別本数及び総材積、平均径級及び平均樹高 ※主要樹種の径級別本数及び材積は別紙参照													
物件所在地	山形県尾花沢市 大字鶴子外1 宇屋敷平外34国有林 1074林班う小班	<p>1 本物件は分収育林契約に基づく物件です。買受者は国に支払う代金については国の発行する納入告知書により納入してください。また、分収権者に支払う代金については、後日指示する各分収権者の振込金融口座に直接納付（経費は買受者が負担）してください。本物件の分収権者は11口11名です。</p> <p>2 本物件及び隣接する林小班は水源かん養保安林に指定されています。本物件の立木伐採に係る手続きは完了していますが、搬出に際し、支障木の伐採及び土地の形質変更行為等が生じる場合は、法に基づく手続きが必要となります。</p> <p>3 本物件及び隣接する区域は県立自然公園第3種特別地域に指定されています。本物件の搬出に際し、支障木の伐採及び土地の形質変更行為等が生じる場合は、法に基づく手続きが必要となります。</p>	樹種	種類	一般材 低質材別	径 級 別 本 数							計		平均	
						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	毎木調査 (精密)		スギ	生立木	一般材		51	174	383	482	194	50	1,334	1,767.46	42	20
伐採方法	皆伐		スギ(外)	生立木	低質材			4	6	2			12	5.33	34	11
面積 (ha)	3.91		N 計				51	178	389	484	194	50	1,346	1,772.79		
林齢 (年)	62		サワグルミ	生立木	一般材		2	2	1	1			6	2.26	28	12
搬出期間 (ヶ月)	36		ホオノキ	生立木	一般材		5	4	3				12	2.94	26	10
契約関係	分収育林		サクラ	生立木	一般材		1	1	2				4	1.91	30	16
法令制限、その他留意事項			キハダ	生立木	一般材		1	2					3	0.49	22	8
保安林	水源かん養		トチノキ	生立木	一般材		6	9	3	1			19	4.27	24	9
自然公園	県立自然公園 第3種特別地域		センノキ	生立木	一般材			1	1				2	1.15	34	14
砂防指定	—		その他L	生立木	一般材		7	1	2				10	2.33	22	10
その他	—		L 計				22	20	12	2			56	15.35		
車両制限	10 t		計				73	198	401	486	194	50	1,402	1,788.14		



## 現 地 案 内 日 程 表

日 時	案 内 物 件	集 合 場 所	問 い 合 わ せ 先
平成28年12月12日(月) 9時30分	第1号物件 第4～5号物件	延沢森林事務所 住所：尾花沢市大字延沢685-4	山形森林管理署 業務グループ（経営担当） Tel 050-3160-5850 延沢森林事務所 <b>Tel 0237-28-2125</b>
平成28年12月13日(火) 9時30分	第2～3号物件	(旧)貫見森林事務所 住所：西村山郡大江町 大字貫見215-2	山形森林管理署 業務グループ（経営担当） Tel 050-3160-5850 幸生森林事務所（第2号物件） <b>Tel 0237-87-1917</b> 中村森林事務所（第3号物件） <b>Tel 0237-76-2002</b>

**※なお、現地案内に参加する者は、必ず前日までに業務グループ（経営担当）まで電話連絡して下さい。(050-3160-5850)**

## 特記事項（共通）

1. 立木の伐採に際し、必ず作業着手前に当該物件の区域を十分に確認し、誤伐等が生じないように十分に注意して下さい。不明瞭な区域があった場合は、管轄する森林事務所へ連絡し、森林官とともに区域を確認し、区域を明確にした上で作業を開始して下さい。
2. 沢縁、土場敷並びに道路沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に整理し、搬出時には汚濁水を流さないよう搬出路に水切り等の必要な処置を行って下さい。
3. 搬出等に際し、林道や構造物等を損壊した場合は買受者の責任において修繕して頂きます。また、採石等の敷き込みも買受者で行って頂きます。
4. 搬出等に際し、森林管理署が現地案内等で提示した協議済みの民地以外を使用する場合は、買受者自らが民地所有者等と土地の使用について協議して下さい。
5. 森林管理署は、林道等の除雪は一切行いません。
6. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し、森林管理署の指示に従って下さい。



# 入札条件

## 1 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

## 2 資格認定

(1) 入札参加者は、競争参加資格決定通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。

(2) 入札者が、代理人による場合は委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

## 3 売払物件の熟覧等

別紙の公売物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

## 4 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

## 5 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

(2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

## 6 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、

競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

## 8 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれもないもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がないもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれかがないもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除したときを除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書（入札公告や入札説明書に記載された条件。）。

## 9 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

## 10 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧ください。

## 11 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札所の受付から受け取ってください。

## 12 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

## 13 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、

また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって入札したものとみなし、訂正、取消等は認めません、

- 14 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税8%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

- 15 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税8%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

- 16 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入札書

入札番号	第 号
------	-----

入札金額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
金										円也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に8%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承知のうえ、入札します。

入札執行月日 平成 年 月 日

分任契約担当官 森林管理署長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

代理人住所  
代理人氏名

印

# 委 任 状

平成 年 月 日

分任契約担当官  
森林管理署長 殿

委任者 住 所  
商 号  
代表者名 印

私は、次の者の代理人と定め、下記の入札に係る一切の権限を委任します。

受任者 住所  
商号  
氏名

使用印鑑

## 記

- 1 入札日時 平成 年 月 日 立木公売（第 回）
- 2 入札番号 第 号